

大網白里市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要領

平成28年6月24日

(趣旨)

第1条 この要領は、大網白里市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）第9条に定める収支報告書及びその支出に係る添付書類（以下「収支報告書等」という。）の大網白里市情報公開条例（平成12年条例第24号）に基づく公開請求手続きを経ることのない閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 収支報告書等の閲覧場所は、議長が指定する場所とする。

(閲覧時間)

第3条 収支報告書等の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、国民の祝日・休日、年末年始を除く。）とする。

(閲覧手続)

第4条 収支報告書等の閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）は、収支報告書等閲覧申出書（別記様式）に住所、氏名、電話番号及び閲覧対象を記入し、議長に提出しなければならない。

(複写費用)

第5条 閲覧者は、本庁舎1階に設置された有料複写機で収支報告書等を複写することができる。

2 前項に規定する費用は、閲覧者が負担する。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 収支報告書等は、第2条及び第5条に規定する場所以外に持ち出すことができない。

(2) 収支報告書等は、丁寧に取扱い、破損、汚損又加筆等の行為をしてはならない。

(3) 職員の指示に従うこと。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年7月1日から施行する。

(対象年度)

2 この要領は、平成27年12月以後の政務活動費から適用するものとする。

別記様式（第4条関係）

収 支 報 告 書 等 閲 覧 申 出 書

大網白里市議会議長 様

閲 覧 年 月 日	平 成 年 月 日 ()
閲 覧 者	住 所
	氏 名
	電話番号
閲覧を希望する年度等	平成 年度分 平成 年 月から 平成 年 月分

議会事務局欄

閲覧受付日	平 成 年 月 日
閲 覧 時 間	午前・午後 : ~ 午前・午後 :
複写の有無	有 () ・ 無